

青葉土木事務所道路維持作業車（ダブルキャブ型ダンプトラック）1台の新規リースに関する質問回答書

質問内容	回答
①賃貸借契約書 4 賃借料に契約期間中（6年間）の賃借料総額の欄を記載していただくことは可能でしょうか。	当初年度の賃貸借料を記載します。 賃借料総額の欄を記載しません。
②賃貸借契約約款 第5条動産保険の記載は自動車保険という認識でよろしいでしょうか。 また自動車保険という表記変更可能でしょうか。	借入(リース) 物件仕様書(自動車) 7付帯事項(6) 保険・車検・点検整備により、賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、保険・車検・点検整備について規定しています。
③【賃貸借車両に関わる共通仕書】 本件、各車両の想定される月間走行距離を教えてください。	月間で約700kmです。
④【その他】 本車両における代替の場合平均使用年数は何年を予定されますでしょうか。	原則として賃貸借期間の7年を予定しています。
⑤【その他】 官公庁様におかれましては、年度予算に合わせて車両導入を行われている事を理解し、指定された期日に納入することが原則ですが、現在コロナの影響により、各自動車メーカー生産供給が不安定であり、予期せぬ生産遅延が多々起きております。このように当社の不可抗力にて納期遅延が生じてしまい、年度を跨いでしまうような事態になってしまった場合、どのようなペナルティが課されるのか、または対策をとればよろしいでしょうか。ご教授いただければ幸いです。	納期は厳守して頂く必要がございます。そのため、遅延があった際にはペナルティが生じる可能性があります。 ただし、賃貸人の責めに帰さない事由である場合などには、横浜市契約規則等に照らし、関係部署と協議のうえ、対応を協議させていただきます。